

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）（衆議院送付）要

旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と構造改革による支出規模の圧縮に取り組み、事業収入、事業支出とも六千八百九十億円の収支均衡としている。

二、事業計画

令和四年度は、経営計画の二年目として、令和五年度の受信料値下げと衛星波の一波削減に向けた構造改革を迅速かつ着実に実行し、スリムで強靱な「新しいNHK」に向けた取組を強化するとともに、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、多様で質の高いコンテ

ンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務における国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供と社会実証の実施、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担と制度の理解促進、グループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化、人事制度改革、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取組強化、放送センター等の建替への推進等に取り組むとしている。

### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千二百七十九億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千百五十一億円をもって施行する。

### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等の執行に当たっては、収支均衡を確保すること、受信料引下げの内容を早期に具体化すること、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。